

第60期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- 特定完全子会社に関する事項
- 主要な事業内容
- 主要な営業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先及び借入額
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 役員等賠償責任保険契約に関する事項
- 補償契約の内容の概要
- 責任限定契約の内容の概要
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 会計監査人の監査報告書
- 監査役会の監査報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

東洋テック株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

■特定完全子会社に関する事項（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

■主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
警 備 事 業	機械警備業務、輸送警備業務、常駐警備業務、A T M管理業務、工事・機器販売
ビ ル 管 理 事 業	ビル総合管理業務、清掃業務
不 動 産 事 業	不動産賃貸業務、不動産仲介業務、不動産販売業務

■主要な営業所（2024年3月31日現在）

① 当社

本社	大阪府大阪市浪速区
本社営業部	大阪府大阪市西区
京阪営業部一部	大阪府守口市
京阪営業部二部	京都府京都市中京区
阪奈営業部一部	大阪府堺市堺区
阪奈営業部二部	奈良県奈良市
阪神営業部一部	兵庫県神戸市東灘区
阪神営業部二部	大阪府吹田市
東京支社	東京都文京区
名古屋支社	愛知県名古屋市中区

（注）2023年10月に関西圏の6支社（大阪東・京都・大阪南・奈良・神戸・大阪北）を3営業部（京阪営業部・阪奈営業部・阪神営業部）に再編しました。

② 子会社

事業報告（5）重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況に記載のとおりです。

■従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（名）	前期末比増減（名）
男 性	1,703	12（増）
女 性	250	6（増）
合 計	1,953	18（増）

（注）従業員数は就業人数であり、臨時従業員数（1,907名）は上記に含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男 性	917	2（減）	45.8	13.0
女 性	152	1（増）	36.1	9.0
合計または平均	1,069	1（減）	44.4	12.4

（注）1．従業員数は就業人数であり、臨時従業員数（160名）は上記に含まれておりません。

2．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

■主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行 （注）	3,916
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	651
計	6,067

（注）上記の借入額は社債及び、E S O P 信託の導入のために設定された専用信託口が当社株式を取得するための原資として借入を行った金額を含んでおります。E S O P 信託に係る専用信託口は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに含めております。

■会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

■役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役、執行役員、管理職等一定の従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

■補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

■責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意で重大な過失がないときは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）につきましては、予め定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とし、また、監査役につきましては、4百万円以上で予め定めた金額または法令が規定するいずれか高い額としております。

■社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	諸島 伸治	(株)ランドコンピュータ 相談役	(株)ランドコンピュータと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		アイテックジャパン(株) 取締役	アイテックジャパン(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	稲田 浩二	関西電力(株) 取締役代表執行役副社長	関西電力(株)は当社の主要株主であります。同社グループと当社との間に警備業務等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
		日本原燃(株) 社外取締役	日本原燃(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	中川 正浩	大樹生命保険(株) 顧問	大樹生命保険(株)と当社との間に警備業務等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
		弁護士	中川正浩氏は弁護士ですが、同氏と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	栗原 達司	セコム(株) 取締役	栗原達司氏は、2023年12月31日をもって当社取締役及びセコム(株)取締役を退任いたしました。 セコム(株)は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社（議決権所有割合27.3%）であります。 同社グループと当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
社外取締役	福岡 規行	セコム(株) 執行役員大阪本部本部長	セコム(株)は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社（議決権所有割合27.3%）であります。 同社グループと当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。 なお、セコムスタティック関西(株)及びセコム高知(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		セコムスタティック関西(株) 代表取締役社長	
		セコム高知(株) 取締役	
社外監査役	藤田 正博	五大テック(株) 監査役	五大テック(株)は、当社の子会社であります。
社外監査役	植松 則行	セコム(株) 執行役員総務人事本部長	セコム(株)は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社（議決権所有割合27.3%）であります。 同社グループと当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。 なお、セコム健康保険組合と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		セコム健康保険組合 理事長	

② 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 指名報酬委員長 諸島 伸治	取締役会 10/11回（90%） 指名報酬委員会 5回/5回（100%）	取締役会においては、長年に亘る日立製作所グループでの経営者として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、及びテクノロジー・ITに関する専門的知識・豊富な経験等を有しており、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また指名報酬委員会の委員長を務め、ガバナンス強化のための助言、提言を行っております。
社外取締役 指名報酬委員 稲田 浩二	取締役会 11回/11回（100%） 指名報酬委員会 5回/5回（100%）	地元関西の有力企業である関西電力㈱の代表執行役副社長として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、及びシステム部門での勤務経験に基づくテクノロジー・ITに関する専門的知識等を有しており、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また指名報酬委員会の委員を務め、ガバナンス強化のための助言、提言を行っております。
社外取締役 指名報酬委員 中川 正浩	取締役会 11回/11回（100%） 指名報酬委員会 2回/2回（100%） （注）	警察庁での勤務経験に基づく防犯、危機管理に加え、法律面においても専門的知識、豊富な経験等を有しており、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また指名報酬委員会の委員を務め、ガバナンス強化のための助言、提言を行っております。
社外取締役 指名報酬委員 栗原 達司	取締役会 6回/8回（75%） 指名報酬委員会 3回/3回（100%） （注）	長年にわたる日本銀行での勤務経験により、経済、金融面に精通しており、また警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム㈱の取締役としての経営及び当社業界に関する豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また指名報酬委員会の委員を務め、ガバナンス強化のための助言、提言を行っております。
社外取締役 福岡 規行	取締役会 11回/11回（100%）	警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム㈱での事業部門や同社グループ会社での代表取締役として培われた経営及び、業界における知識、豊富な経験等を有しており、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役 藤田 正博	取締役会 11回/11回（100%） 監査役会 10回/10回（100%）	取締役会においては、金融機関での勤務経験を通じて培った豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また監査役会においては、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。
社外監査役 尼木 始	取締役会 11回/11回（100%） 監査役会 10回/10回（100%）	取締役会においては、金融機関での勤務経験を通じて培った豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また監査役会においては、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。
社外監査役 植松 則行	取締役会 9回/9回（100%） 監査役会 8回/8回（100%） （注）	取締役会においては、警備業界のリーディングカンパニーであるセコム㈱での企画部門、事業推進部門、営業部門、監査部門における知識、経験を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また監査役会においては、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。

（注）取締役中川正浩氏の指名報酬委員会の出席状況は2024年1月1日委員就任後の状況、取締役栗原達司氏につきましては2023年12月31日取締役退任するまでの状況、監査役植松則行氏につきましては2023年6月16日監査役就任後の出席状況を記載しております。

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

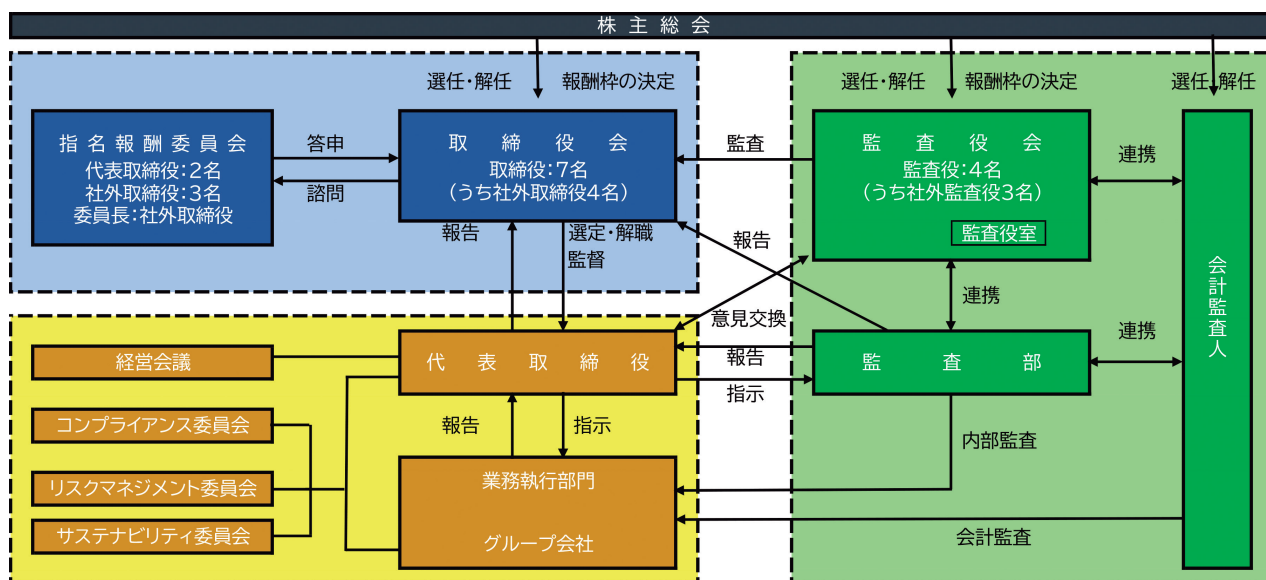
① 当事業年度に係る報酬等の額	46百万円
② 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、①重大な法令違反や監督官庁からの処分の有無、②独立性、監査品質等総合的能力、③監査活動実績等を踏まえて、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

コーポレートガバナンス及び内部管理体制図



当社グループは、「コンプライアンス・マニュアル」をはじめとするコンプライアンス体制に係る各種規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として位置付けています。

— 5 —

なお、執行部門から独立した内部監査部門である監査部は、当社グループ内におけるコンプライアンスの取り組み状況について監査を行います。この監査結果は、定期的に経営会議に報告されるものとし、重大な違反行為については、取締役会及び監査役会に報告いたします。

法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として既に「愛と正義の目安箱」を各箇所に設置し、情報提供の運用を容易に行えるようにしています。また、社外の弁護士への書面による通報制度（以下、「コンプライアンス・ホットライン」といいます。）を設けています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保しています。

なお、重要な通報等については、その内容と会社の対処状況・結果について、適切に役員・使用人に開示し、周知徹底を図ることとしています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、且つ管理を行っております。

- ① 株主総会議事録とその関連資料
- ② 取締役会議事録とその関連資料
- ③ 経営会議議事録とその関連資料
- ④ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過及び記録または指示事項とその関連資料
- ⑤ 取締役を決定者とする稟議書等決定書類及び付属書類
- ⑥ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」の定めにより代表取締役社長を危機管理統括管理者とし、当社が事業活動を行う中で不測の事態に直面した場合、被害の拡大を防止するとともに経営危機を回避するために行動しなければならない基本的な枠組みを定めています。

代表取締役は、各本部長をリスク管理に係る危機管理責任者に任命し、危機管理責任者は緊急事態に際し適切な対応行動を指揮し、また、関係職員を対象として教育、訓練を行い危機管理意識の高揚、維持を図ります。

コンプライアンス、災害、警備品質、情報セキュリティに係る各種リスクについては、それぞれ担当部門長である危機管理監督者が、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、当社の危機管理統括責任者の下で行います。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な経営目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の意思決定ルールに基づく効率的な達成のための方法を定めます。

取締役会は、各業務執行取締役に定期的に各部門の目標に対する進捗状況の報告を求め、改善を促すこととし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

なお、意思決定と経営効率を向上させるため、取締役、執行役員が出席する経営会議を原則月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度の運営方針、施策、予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行します。

(5) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、取締役管理本部長が関係会社の法令遵守体制、リスク管理体制等関係会社の業務の適正を確保するための体制を統括します。

また、関係会社については監査部による業務監査を実施するとともに、関係会社の所管業務の運営体制については、管理本部経営統括部が各社の自主性を尊重しながら、経営計画に基づいた施策や効率的な業務運営体制についてサポートを行います。

関係会社の業務執行等の状況については、各社の取締役会へ定期的に報告するのに加え、当社代表取締役、各本部長、常勤監査役と関係会社取締役、執行役員及び所管部署である管理本部経営統括部との間で関係会社会議を開催し、関係会社の問題点の把握と改善に努め、必要に応じて取締役会、監査役会に報告を行っております。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重したうえで、必要に応じて監査部所属の職員 1 名以上の使用人を配置します。

この場合、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、また、当該期間中、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(7) 当社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。

また、当社は、監査役会への報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁じます。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によります。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。

(8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査業務の実効性を高めるため、監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を確保しています。

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整備しています。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図るものとします。

また、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(9) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制体制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、暴力団等反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしており、不当要求等は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議のうえ、対応してまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、対応部署を設置し、警察当局及び関係機関との連絡を密にし、指導、助言を受けるほか、事案発生時には、関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

2. 運用状況

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進める体制としております。

(2) コンプライアンス

当社グループは、行動宣言にコンプライアンス遵守を明定しております。また、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス違反となる事象に対して管理体制を構築するとともに、半期毎にコンプライアンス研修を実施する等により、コンプライアンス意識の向上並びにコンプライアンス遵守体制の強化を図っています。コンプライアンスの管理部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス遵守のためのコンプライアンス・マニュアルを策定しています。

なおコンプライアンス・プログラムについては、その内容について取締役会にて決議承認を得ており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を半期毎に開催し、その遵守状況について管理を行っています。

また半期に1度、全社員に対しコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス遵守体制の強化を行っております。

(3) リスク管理体制

2016年10月から、リスクマネジメントシステムを導入し、「リスクマネジメント規程」の定めにより、リスクを発生要因により「戦略リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「オペレーショナルリスク」の4つのカテゴリーに分類し、発生内容等により更に中小の区分に分類してリスクを特定し、当社の業務を行ううえで顕在化または潜在化しているリスクに軽重をつけ「最重要リスク」「重要リスク」「一般リスク」に分けて、そのリスクが発生した際の経営への影響度合いごとに管理しています。

また、その経営のどういったところに影響を与えるのかについても区分しており、株価や会社の存続に影響を与えるリスクを「事業継続リスク」、事業資産を毀損するおそれのあるリスクを「資産保全リスク」、円滑な業務運営と収益確保に影響を与えるリスクを「業務運営リスク」として管理しています。

リスクマネジメント全般に亘る方針については、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会を開催し、リスクの発生状況や対応状況を確認して決定しています。また取締役会へもリスクの発生状況や対応状況について報告を行っています。

なお、大震災・水害発生時、パンデミック発生時に備えたBCPの策定、防災訓練、防災用品、感染症予防備品の備置等を行い、これらが発生した際には、適切な対応を図れる体制を整備しています。

(4) 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,618,000	8,542,067	8,971,132	△1,064,366	21,066,832
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△373,869		△373,869
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			626,225		626,225
自 己 株 式 の 取 得				△355,651	△355,651
自 己 株 式 の 処 分		129,550		295,938	425,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	129,550	252,355	△59,713	322,192
当 期 末 残 高	4,618,000	8,671,617	9,223,488	△1,124,079	21,389,025

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	982,991	△1,362,016	△64,289	△443,314	20,623,518
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△373,869
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					626,225
自 己 株 式 の 取 得					△355,651
自 己 株 式 の 処 分					425,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	265,777		100,565	366,343	366,343
当 期 変 動 額 合 計	265,777	—	100,565	366,343	688,536
当 期 末 残 高	1,248,769	△1,362,016	36,275	△76,971	21,312,054

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社数 5 社

連結子会社の名称

株式会社東警サービス、東洋テック姫路株式会社、東洋テックビルサービス株式会社、テック不動産株式会社、五大テック株式会社

(2) 非連結子会社の数 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品、 貯 蔵 品… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販 売 用 不 動 産… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産… 定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降2016年3月31日迄に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しており、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備含む）、構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3 年～50 年

機械装置及び運搬具 3 年～9 年

② 無 形 固 定 資 産… 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5 年

のれん 5 年～10 年

③ リ ー ス 資 産… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

③ 役 員 賞 与 引 当 金… 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 株 式 給 付 引 当 金… 株式給付規程に基づく当社及び当社子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用又は費用の減額として処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生時の連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

警備事業

契約物件に警報機器を取り付け、事件・事故等の発生を監視する、貴重品の運搬、施設内の常駐による安全管理等、様々なセキュリティサービスを履行義務としております。

日常的サービス提供、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて（サービス提供期間にわたり）契約によって定められた時期にその対価を請求、受領しております。

警備事業の内、機械警備業務においては警備機器設置工事を契約時に顧客から受領しており、設置工事は対応するサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

ビル管理事業

ビル、マンション、店舗等のビルメンテナンスや清掃に加え、大規模改修や設備の更新工事、営繕業務等、建物の総合管理を行っております。

（清掃業務）

契約物件の設備内において、床清掃等の日常的な清掃業務を行うことを履行義務としております。日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて（サービス提供期間にわたり）契約によって定められた時期にその対価を請求、受領しております。

（設備点検サービス）

ビルメンテナンスに係る法定点検を実施し、関連官庁へ実施報告書を提出することを履行義務とし、顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、一時点（サービス提供時点）で収益を認識しております。また、契約条件に従い、サービス契約期間に按分してその報酬を受領します。

（工事契約）

消防設備改修工事、排水ポンプ取替工事、エレベーター改修工事等の小規模な工事から足場を組むような大規模修繕工事、外壁修繕工事までを履行義務としております。

義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配し、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度の測定

は、発生原価が履行義務の充足における工事の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法により行っております。

不動産事業

当社グループが保有する不動産物件の賃貸業務並びに不動産の現物や信託受益権の売買に関する仲介業務を主体とし、不動産の販売及びコンサルティング業務を行っております。

当該履行義務は媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡される一時点で充足され、引き渡し時点において収益を認識しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年から10年間で均等償却しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(のれんの減損検討)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 445,089千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上しているのれんのうち「1.」に記載の金額は、2022年5月30日に子会社化した五大テック株式会社の取得に関するものです。

当社グループは業績や経営環境の変化、事業戦略の見直しなどを判断材料に減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

五大テック株式会社に係るのれんを含む資産グループについては、取得時にのれんに配分された金額が相対的に多額であることから、減損の兆候があると判断し、のれんを含む資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較した結果、後者が前者を上回るためののれんの減損損失は認識しておりません。

見積りに用いた事業計画に重要な変更がある場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔追加情報〕

1. 従業員持株会支援信託口における会計処理について

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

①取引の概要

当社は、従業員（連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。）に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生制度の充実等により当社の恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会支援信託（以下、「E S O P信託」という。）を導入しております。

当社が当社持株会に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の株式を予め定める取得期間内に取得致します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却致します。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使致します。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額は、350,980千円であり、株式数は、266,500株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、355,590千円であります。

2. 従業員向け株式給付信託口における会計処理について

当社は、従業員向け株式給付信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

①取引の概要

当社は、従業員（連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。）に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意欲や士気を高めることを目的として、従業員向け株式給付信託（以下、「株式給付信託」という。）を導入しております。

当社は、対象となる当社等の従業員に対し、株式給付規程に基づき役職等に応じてポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、所定の手続きを行うことにより、当該付与ポイントに応じた当社株式を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出するため、当社等の従業員の負担はありません。本制度の導入により、当社等の従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額は、133,523千円であり、株式数は、119,750株であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,183,302千円
上記金額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 土地再評価法の適用…「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と

374,122千円

再評価後の帳簿価額との差額

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,440,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 2023年6月16日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
配当金の総額 186,629千円
1株当たり配当額 18円00銭
基準日 2023年3月31日
効力発生日 2023年6月19日

(注) 配当金の総額には、E S O P信託に対する配当金538千円及び株式給付信託に対する配当金2,160千円を含めております。

(2) 2023年10月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
配当金の総額 187,240千円
1株当たり配当額 18円00銭
基準日 2023年9月30日
効力発生日 2023年12月1日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託に対する配当金2,157千円を含めております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類 普通株式
配当金の総額 192,100千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 18円00銭
基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月14日

(注) 配当金の総額には、E S O P信託に対する配当金4,797千円及び株式給付信託に対する配当金2,155千円を含めております。

4. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (注1～3)	1,071,706株	60株	304,000株	767,766株
普通株式(E S O P信託口) (注4～5)	29,900株	270,000株	33,400株	266,500株
普通株式(株式給付信託口) (注6)	120,000株	－ 株	250株	119,750株

(変動事由の概要)

(注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加 60株
2. E S O P信託口への処分による減少 270,000株
3. 譲渡制限付株式発行による減少 34,000株
4. E S O P信託口の取得による増加 270,000株
5. 従業員持株会への売却による減少 33,400株
6. 株式給付信託口から従業員への交付による減少 250株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしております。余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがありますが、売掛金の平均滞留期間は1ヶ月程度であります。投資有価証券は、株式であり、信用リスク並びに市場リスクがあります。営業債務である買掛金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。

社債の最終返済日は、2026年9月25日であります。

長期借入金のうち、E S O P 信託の導入に伴い専用信託口が借入れたもの、及び長期借入金の1件については、変動金利であり、金利の変動リスクがあります。最終返済日はそれぞれ2029年2月28日、及び2027年9月27日であります。その他の借入は期間5年の期限一括返済として、最終返済日は2026年12月28日、期間5年の期限分割返済として、最終返済日は2023年11月30日、期間10年の期限分割返済として、最終返済日は2029年3月28日、2030年9月30日、2034年3月31日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については営業統括部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

当連結会計年度末における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状態等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いができなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの支払予定報告に基づき経理部が資金繰計画を策定すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

当連結会計年度末現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	2,581,299	2,581,299	—
資産計	2,581,299	2,581,299	—
社債	1,000,000	992,909	△7,090
長期借入金	4,567,446	4,546,937	△20,508
負債計	5,567,446	5,539,847	△27,598
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受託現預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「預り金」「短期借入金」については現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	412,296

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
社債	—	—	1,000,000	—	—	—
長期借入金	415,848	415,848	1,415,848	407,680	403,192	1,153,440
合計	415,848	415,848	2,415,848	407,680	403,192	1,153,440

長期借入金のうち、355,590千円はE S O P 信託設定に伴うものであり、返済額が未定のため連結決算日後返済予定額から除外しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,581,299			2,581,299
資産計	2,581,299			2,581,299

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		992,909		992,909
長期借入金		4,546,937		4,546,937
負債計		5,539,847		5,539,847

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都に賃貸用の学生マンション（土地を含む。）と、埼玉県に賃貸用の土地と賃貸マンション（土地を含む。）を各1件、大阪府に賃貸用のビジネスホテル（土地を含む。）、京都府に単身者向け集合住宅（土地を含む。）と賃貸用のテナントビルの一部（土地を含む。）及び賃貸用のテナントビル（土地を含む。）を各1件、また、連結子会社1社は、大阪府において賃貸マンション（土地を含む。）を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
7,545,425	7,942,000

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額によっております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	警備事業	ビル管理事業	不動産事業	
機械警備業務	7,668,874			7,668,874
輸送警備業務	1,980,586			1,980,586
常駐警備業務	5,577,367			5,577,367
A T M管理業務	1,830,006			1,830,006
工事・機器販売業務	1,653,010			1,653,010
ビル管理業務		9,820,898		9,820,898
不動産販売・仲介業務			37,366	37,366
その他	2,230,319			2,230,319
顧客との契約から生じる収益	20,940,163	9,820,898	37,366	30,798,429
その他の収益（注）			451,016	451,016
外部顧客への売上高	20,940,164	9,820,898	488,383	31,249,446

（注）その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項、（3）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、181,876千円であります。

契約資産は、ビルメンテナンスサービス及び大規模修繕工事にかかる契約について履行義務を充足したものの、未請求の対価に対する権利によるものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、その対価は契約によって定められた時期に請求、受領しております。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する機械警備サービス契約を締結した顧客との警備機器設置料について、契約時に顧客から受け取ったもの及びビルメンテナンスサービスにかかる顧客からの前受によるものであります。

契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務は警備事業における機械警備サービス及びビル管理事業におけるサービスの提供に関するものであり、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1 年以内	281,882
1 年超 2 年以内	98,440
2 年超 3 年以内	61,427
3 年超 4 年以内	36,422
4 年超 5 年以内	14,624
5 年超	7,044
合 計	499,841

※残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

※臨時の緊急出勤などサービスの提供料に直接対応する金額で顧客から対価を受け取る契約について注記の対象に含めておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1 株当たり純資産額 2,071円95銭

2. 1 株当たり当期純利益 60円98銭

(注) 「1 株当たり純資産額」及び「1 株当たり当期純利益」を算定するための期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、専用信託口が保有する当社株式は控除しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(取得による企業結合)

当社は、2024年2月16日開催の取締役会において、アムス・セキュリティサービス株式会社（大阪市）、アムス・セキュリティサービス株式会社（京都府福知山市）及び アムス・シークレットサービス株式会社（以下「アムス・グループ」という。）の全株式を取得し、完全子会社化することを決議致しました。また、実行日は2024年5月1日付であります。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の概要

被取得企業の名称	アムス・セキュリティサービス株式会社（大阪市） アムス・セキュリティサービス株式会社（京都府福知山市） アムス・シークレットサービス株式会社
事業の内容	警備業

(2)企業結合を行った主な理由

アムス・グループは警備業務(機械、常駐、駐車場管理)を主体に展開しており、当社グループとのシナジーの発揮とともに逼迫した人員不足の緩和や大阪・関西万博に向けた人的資源の活用が期待できることから株式取得に至ったものです。

(3)企業結合日

2024年5月1日

(4)結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(5)取得する議決権比率

100%

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得することによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	2,500,000千円
取得価額	2,500,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

基本合意報酬・成功報酬	96,000千円
財務・税務デューディリジェンス費用	4,007千円
法務デューディリジェンス費用	6,004千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内容

現時点では確定しておりません。

〔連結計算書類の作成について〕

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	11,737,832	流 動 負 債	6,034,013
現 金 及 び 預 金	3,735,207	買 掛 金	337,513
受 託 現 預 金 (注)	4,966,422	短 期 借 入 金	500,000
売 掛 金	1,361,264	1 年内返済予定の長期借入金	399,192
商 品	6,828	未 払 金	705,508
貯 蔵 品	361,080	未 払 費 用	482,541
契 約 資 産	3,654	リ ー ス 債 務	48,011
前 払 費 用	270,252	未 払 法 人 税 等	105,424
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	800,000	前 受 金	158,649
そ の 他	234,001	契 約 負 債	163,871
貸 倒 引 当 金	△879	預 り 金	2,002,624
固 定 資 産	20,433,171	関 係 会 社 預 り 金	690,000
有 形 固 定 資 産	13,366,921	賞 与 引 当 金	375,963
建 構 物	4,558,718	役 員 賞 与 引 当 金	19,020
機 械 及 び 装 置	56,191	そ の 他	45,693
車 両 運 搬 具	2,103,957	固 定 負 債	6,475,183
工 具 器 具 備 品	212	社 債	1,000,000
土 地	481,831	長 期 借 入 金	4,109,798
リ ー ス 資 産	6,008,942	リ ー ス 債 務	368,084
建 設 仮 勘 定	121,046	長 期 契 約 負 債	200,710
無 形 固 定 資 産	36,022	繰 延 税 金 負 債	210,155
ソ フ ト ウ ェ ア	615,022	退 職 給 付 引 当 金	113,147
リ ー ス 資 産	301,500	株 式 給 付 引 当 金	35,766
そ の 他	257,222	そ の 他	437,521
投 資 そ の 他 の 資 産	56,299	負 債 合 計	12,509,197
投 資 有 価 証 券	6,451,226	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	2,216,571	株 主 資 本	20,129,128
長 期 前 払 費 用	3,186,045	資 本 金	4,618,000
差 入 保 証 金	88,941	資 本 剰 余 金	8,655,932
前 払 年 金 費 用	497,211	資 本 準 備 金	8,310,580
そ の 他	422,681	そ の 他 資 本 剰 余 金	345,352
貸 倒 引 当 金	55,106	利 益 剰 余 金	7,979,275
	△15,332	利 益 準 備 金	233,989
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,745,286
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	96,433
		別 途 積 立 金	4,265,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,383,853
		自 己 株 式	△1,124,079
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△467,322
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	894,694
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,362,016
		純 資 産 合 計	19,661,806
資 産 合 計	32,171,003	負 債 純 資 産 合 計	32,171,003

(注) 受託現預金とは、主として金融機関等から管理を委託されたCD／ATM機に使用するための現金及び預金であります。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高					18,270,344	
売 上 高 入					17,868,436	
不 動 産 賃 貸 収					401,908	
売 上 原 価						14,343,178
売 上 原 価					14,043,085	
不 動 産 賃 貸 原 価					300,093	
売 上 総 利 益						3,927,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						3,463,338
営 業 利 益						463,827
営 業 外 収 益						
受 取 利 息 及 び 配 当 金					658,774	
受 取 賠 償 金					16,215	
そ の 他 用 意 金					58,010	
営 業 外 費 用						733,000
支 払 利 息					44,071	
そ の 他 利 益					8,170	
経 常 利 益						1,144,587
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益					17,868	
投 資 有 価 証 券 売 却 益					88,173	
特 別 損 失						106,041
固 定 資 産 除 却 損					92,937	
和 解 金					2,500	
税 引 前 当 期 純 利 益						95,437
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					223,509	
法 人 税 等 調 整 額					△13,379	
当 期 純 利 益						1,155,191
						210,130
						945,061

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,618,000	8,310,580	215,802	8,526,382
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			129,550	129,550
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	129,550	129,550
当 期 末 残 高	4,618,000	8,310,580	345,352	8,655,932

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	233,989	100,969	4,265,000	2,808,125	7,408,084	△1,064,366	19,488,100
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△373,869	△373,869		△373,869
当 期 純 利 益				945,061	945,061		945,061
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額		△4,536		4,536	－		－
自 己 株 式 の 取 得						△355,651	△355,651
自 己 株 式 の 処 分						295,938	425,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	△4,536	－	575,727	571,191	△59,713	641,028
当 期 末 残 高	233,989	96,433	4,265,000	3,383,853	7,979,275	△1,124,079	20,129,128

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	686,780	△1,362,016	△675,235	18,812,864
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△373,869
当 期 純 利 益				945,061
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額				—
自 己 株 式 の 取 得				△355,651
自 己 株 式 の 処 分				425,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	207,913	—	207,913	207,913
当 期 変 動 額 合 計	207,913	—	207,913	848,941
当 期 末 残 高	894,694	△1,362,016	△467,322	19,661,806

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 …… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品、貯 蔵 品… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産… 定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降2016年3月31日迄に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しており、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備含む）、構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無 形 固 定 資 産… 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

(3) リ ー ス 資 産… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（有 形 / 無 形）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金… 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退 職 給 付 引 当 金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度の翌事業年度から費用又は費用の減額として処理することとしております。

また、過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生時の事業年度から費用処理することとしております。

(5) 株 式 給 付 引 当 金… 株式給付規程に基づく当社及び当社子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

警備事業

契約物件に警報機器を取り付け、事件・事故等の発生を監視する、貴重品の運搬、施設内の常駐による安全管理等、様々なセキュリティサービスを履行義務としております。

日常的サービス提供、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて（サービス提供期間にわたり）契約によって定められた時期にその対価を請求、受領しております。

警備事業の内、機械警備業務においては警備機器設置工事を契約時に顧客から受領しており、設置工事は対応するサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

ビル管理事業

ビル、マンション、店舗等のビルメンテナンスや清掃に加え、大規模改修や設備の更新工事、営繕業務等、建物の総合管理を行っております。

（清掃業務）

契約物件の設備内において、床清掃等の日常的な清掃業務を行うことを履行義務としております。日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて（サービス提供期間にわたり）契約によって定められた時期にその対価を請求、受領しております。

（設備点検サービス）

ビルメンテナンスに係る法定点検を実施し、関連官庁へ実施報告書を提出することを履行義務とし、顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、一時点（サービス提供時点）で収益を認識しております。また、契約条件に従い、サービス契約期間に按分してその報酬を受領します。

（工事契約）

消防設備改修工事、排水ポンプ取替工事、エレベーター改修工事等の小規模な工事から足場を組むような大規模修繕工事、外壁修繕工事までを履行義務としております。

義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配し、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における工事の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法により行っております。

不動産事業

当社が保有する不動産物件の賃貸業務から得られる収益を認識しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

（関係会社株式の評価検討）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,087,709千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表に計上している関係会社株式のうち「1.」に記載の金額は2022年5月30日に子会社化した五大テック株式会社の取得に関するものです。

関係会社株式は取得原価を貸借対照表価額としておりますが、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合、当該実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、当該実質価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と実質価額の差額は評価損として計上することとしております。

今後、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下し、当該実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔追加情報〕

従業員持株会支援信託口における会計処理、従業員向け株式給付信託口における会計処理及び訴訟案件については、連結注記表「〔追加情報〕」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権 27,747千円

(2) 短期金銭債務 191,253千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,308,538千円

上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

3. ATM管理業務の資金…当社はATM管理業務において売上金回収サービス（TEC-CD）に使用するため多額の資金を使用しており、受託現預金4,966,422千円及び預り金のうち1,966,422千円は当該業務のために使用している資金であります。

4. 土地再評価法の適用…「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

374,122千円

〔損益計算書に関する注記〕

１．関係会社との取引高

売 上 高	204,686千円
仕 入 高	2,359,390千円
営業取引以外の取引高	631,721千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	767,766株
---------	----------

注1. 上記の他、E S O P 信託の導入に伴い設定したE S O P 信託口が所有する当社普通株式266,500株があります。

2. 上記の他、株式給付信託の導入に伴い設定した株式給付信託口が所有する当社普通株式119,750株があります。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	115,044千円
未払事業税等	27,030千円
少額固定資産	33,912千円
投資有価証券	28,398千円
その他	205,985千円

小計

410,371千円

評価性引当額

△71,382千円

繰延税金資産合計

338,989千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	42,519千円
前払年金費用	133,859千円
その他有価証券評価差額金	370,686千円
その他	2,079千円

繰延税金負債合計

549,144千円

繰延税金負債の純額

210,155千円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	テック不動産㈱	所有 直接 100%	役員の派遣	販売用不動産購入資金の貸付	800,000千円	関係会社 短期貸付金	800,000千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

取得する不動産価格に基づいた貸付額に対し市場金利を勘案し決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項、(3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,911円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 92円03銭 |

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定するための期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、専用信託口が保有する当社株式は含めておりません。

〔重要な後発事象に関する注記〕

取得による企業結合について、「連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕(取得による企業結合)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

〔計算書類の作成について〕

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月 8 日

東洋テック株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 雅 子
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋テック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月 8 日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 英哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋テック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については、2024年3月29日に公表のとおり、当社の取締役による不適切な経費の使用が判明しました。本件については事実関係の確認及び発生原因の究明が行われ、再発防止策が策定されております。監査役会としては、当該再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。上記のほか、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

東洋テック株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 藤 田 正 博 ㊞
社外監査役 尼 木 始 ㊞
監査役 浜 田 誠一郎 ㊞
社外監査役 植 松 則 行 ㊞

以 上